



会勢拡大運動実施中!

大森青色申告会では、10月1日～11月30日までの2ヶ月の期間を『青色申告制度普及、並びに会勢拡大運動』の強化月間として活動を行っております。事業所得や不動産所得等がある方のうち、青色申告をされていない方(白色申告者)への青色申告の勧奨と、青色申告会に加入されていない方へご入会勧奨を行う運動を実施しております。

青色申告制度は、税務上有利になる様々な特典があり、青色申告会では記帳相談を中心に事業や日々の生活に役立つような様々なサービスを行っております。

青色申告会は、会員の皆様の会費で維持運営されております。安定したサービス提供の為にも、お知り合いやご近所の方等へ当会をご紹介くださいますようお願い申し上げます。

◆◆◆会員募集キャンペーンを実施しております◆◆◆

【キャンペーン期限】

令和5年11月30日(木)まで

【キャンペーン特典】

- ・年内の会費が無料(初回 R6年1月分より)
- ・入会金 6,000円が無料

【キャンペーン適用条件】

- ・上記期間内にご入会手続きが完了した方
- ・『立て看板を見た!』とお知らせください

お知り合いをご紹介ください!

皆様の友人・知人・同業者などの方で・・・

- 『新規開業した方』
- 『不動産を貸している方』
- 『業務請負等を行っている方』
- 『その他確定申告が必要な方』

がいらっしゃいましたら、是非当会をご紹介ください。
ご紹介者の方にも、ご紹介された方にも、嬉しい特典をご用意しております(∧_)-☆

立て看板設置のようす

※立て看板の常設、または会勢拡大運動期間中に設置が可能な方は、事務局までご連絡ください。



☎ 03-3771-8859



確定申告期指導に関する重要なお知らせ

令和5年分(本年分)の確定申告期指導では、以下の事項にご注意くださいますようお願いいたします。

- 令和4年分(昨年分)の確定申告書様式から A、B の区分が無くなりました。それに伴い、前回同様に旧 A 申告指導は行いません。
- 第3表(土地建物や株式等に関する譲渡所得)に係る指導を原則行いません。ただし、事前に税務署にて指導を受け、書類が完成している場合は通常どおり当会で決算書・申告書を併せてお預かりします。
- 配当所得は、総合課税分のみご対応いたします。
- 住宅借入金等特別控除の初回指導は原則行いません。事前に税務署にて指導を受け書類が完成している場合は通常どおり当会で決算書・申告書を併せてお預かりします。なお、2年目以降は前年分控除を持参していることを条件にご対応いたします。
- 所得の内訳書の作成をお願いいたします。(5件以上ある場合)
- 寄付金控除明細書の作成をお願いいたします。(ふるさと納税、日赤、国境なき医師団、ユニセフ等以外はご自身でお調べください。また、所得控除と税額控除の選択もご自身でご判断くださいますようお願いいたします。)
- 医療費控除を希望される方は、必ず記入済みの医療費控除明細書をご持参いただくか、医療費通知書をご持参ください。
- 消費税の確定申告をされる方(インボイス登録者を含む)で、簡易課税制度を選択していない場合(選択不可の方も含む)は、正確な記帳をお願いいたします。紙帳簿をご利用の方には「確定申告期のご案内」に同封している集計表を必ずご記入くださいますようお願いいたします。

当会から「確定申告期のご案内」を12月初旬に郵送にて発送する予定です。お手元に届きましたら必ず中身のご確認いただき、お早めにご予約をお取りくださいますようお願いいたします。なお、未着等のお問い合わせは、当会事務局までお電話くださいますようお願いいたします。

※上記の「確定申告期のご案内」は、再送を行っておりません。住所変更等がある場合はお早めに当会までご連絡ください。また、郵便局への転送届の提出も併せてお願いいたします。

第2回役職員研修会「インボイス制度の施行後の注意点、改正電帳法の直前の注意点について」開催のお知らせ

「役職員」となっておりますが、当会会員であればご参加いただけます。

開催日：令和5年11月15日(水)

時間：午後4時から1時間程度

会場：大森青色申告会会館2階

定員：20名

申込方法：当会事務局へお電話でお申込み下さい → TEL：03-3771-8859

一般社団法人

大森青色申告会

責任者 会長 徳永 洋昭
大田区中央3丁目10-18

TEL：03(3771)8859

FAX：03(3773)6388

Eメール：aairo-o@nifty.com

URL：https://www.oomori-aairo.org

※「おおもり青色便り」は、上記URLからもご覧いただけます。



予約制 事務局に申込み
時間 申込順で30分位

無料法律相談日

11月9日(木)

11月24日(金)

保険の相談

ご希望の方は事務局迄

小規模企業共済の手続きがオンライン化されました

小規模企業共済は、国が創設した個人事業主等への退職金制度です。
掛金支払時や共済金受取時に税制上の優遇があります。
未加入の方は、是非加入をご検討ください(加入要件があります)。

オンライン化される手続き一覧

令和5年9月より、オンライン化がスタートしました。当面は紙と併用されますが、出来るだけオンラインでの手続きをお願いいたします。

なお、オンライン化されたものは下記のとおりです。

- ・新規加入 ・掛金払込証明書の電子交付 ・掛金月額増額 ・掛金月額減額
 - ・月払い、半年払い、年払いへの変更 ・掛金の一括納付 ・掛金振替口座の変更
 - ・氏名、自宅住所、電話番号等の変更 ・会社名、事業所や会社等の住所、電話番号の変更
- ※各種詳細は下記の電話番号、QRコードまたは小規模企業共済HPからご覧ください。

ご注意

- 上記オンライン手続きでは契約者本人のマイナンバーカードが必要です。マイナンバーカードを未取得の方は取得をお願いいたします。
- 全面的なオンライン移行は令和7年の予定です。
- 掛金控除証明書は、オンライン手続きをされた場合でも当面は郵送でも送付されます。
- 11月から12月の期間にご加入される場合で、本年分の所得控除を希望される場合は、必ず『現金あり』でお申し込みください。本年中に現金での納付があるので、原則として本年分の所得控除になります。反対に、『現金なし』でお申し込みされた場合は、初回の口座振替が翌年となりますので、本年分の所得控除となりません。所得控除の対象年次にご注意ください。なお、既加入者が掛金を増額される場合も、上記と同様の取り扱いとなります。

お問い合わせ先

共済相談室 ☎050-5541-7171

令和5年9月からオンライン手続きスタート

ご要望の多い一部の手続きについてオンライン手続きが出来ます。新規加入、掛金払込証明書の電子交付、掛金月額の増額減額、氏名・住所等の変更 など

小規模企業共済制度の詳細内容は2次元コード又はホームページからご確認ください。



小規模共済

検索

今後の指導日程についてのご案内(全て予約制)

～下記についての年内のご相談は12月27日(水)迄です!～

①消費税個別相談会

令和5年10月1日からインボイス制度がスタートしました。令和5年10月1日から同年12月31日までにインボイス登録された方や、令和3年の課税売上高が1,000万円を超えた方等(課税選択している方や、特定期間の課税売上高が1,000万円超の方を含む)は、令和5年分の消費税の確定申告を行う必要があります。

インボイス制度の影響で、帳簿への記帳等がかなり複雑化しておりますので、消費税の確定申告をされる方は必ず年内に記帳相談へお越しください。特に、簡易課税制度を選択されなかった方(選択不可の方も含む)は、正確に帳簿への記帳を行っていないと確定申告自体が出来ない恐れがございます。期限内申告が出来ない場合は、無申告加算税や延滞税等のペナルティが発生する場合がありますので、必ず確定申告前に記帳相談へお越しくださいますようお願いいたします。

また、新たにインボイスの登録申請をお考えの方も、登録希望日に対する提出期限がありますので、お早めにお手続き等ご相談くださいますようお願いいたします。

②新規入会者個別相談

本年新たに当会へご入会された方は、この機会に必ず記帳相談へお越しください。記帳を全くされていない方や、難しく何からやれば良いか解らない方のご相談でも構いません。年内に確定申告の見通しをつけましょう!

③弥生会計ソフト(やよいの青色申告)利用者の個別相談会

ノートPCをお持ちの方はノートPCを、お持ちでない方はバックアップデータ(USBメモリ等)をご持参ください。帳簿等を印刷したものでも構いません。

※オンライン版(クラウド版)を除く、**やよいの青色申告23(弥生会計23)をお使いの全ての方(インボイス未登録の方や免税事業者の方も含む)は、必ず Ver.29.2.1(R2)以上へのアップデートをお願いいたします。**

やよいの青色申告23(弥生会計23)と、やよいの青色申告23R2(弥生会計23R2)では互換性がないので当会にUSBデータ等をお持ちいただいてもデータをそのまま開くことが出来ません。

④青色申告特別控除65万円を希望される方向けの記帳相談会

65万円の青色申告特別控除を受けるには一定の要件を満たす必要があります。その要件の一つに正規の簿記の原則(複式簿記)に基づいた帳簿を作成する必要があります。帳簿のチェックを行いますので、確定申告前に必ず1度はお越しください。

マル経融資のご案内

安心な国の融資制度
「マル経融資」
をご存知ですか?

◎マル経融資は、商工会議所の推薦にもとづく、日本政策金融公庫の無担保・保証人不要(信用保証協会の保証も不要)の融資制度です。

〔限度額〕 二千万円

〔利率〕 一、二〇%
(二〇二三年十月一日現在)

〔融資対象〕

従業員二〇人以下(宿泊業、娯楽業を除く商業・サービス業五人以下)の法人・個人

〔使途〕

事業資金(運転・設備資金)

〔返済期間〕

運転資金 七年以内
設備資金 一〇年以内

◆審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。予めご了承ください。

※大田区より当初二年間、支払利息の四〇%が補助されます。

※一定の要件を満たす設備資金については右記金利より当初二年間〇・五%引下げとなります。

※この融資限度額及び返済期間の取扱いは、二〇二四年三月三十一日、日本政策金融公庫受付分までとなります。

◎経営上でお悩みの時

窓口専門相談をご利用ください

・法律相談・税務相談・労務相談

《予約制・無料》

※本相談は、経営に関する相談に限定しております。

※会員非会員問わずご利用いただけます。

◎ご相談・お申し込みは、

東京商工会議所 大田支部

大田区南蒲田一ノ二十ノ二十

大田区産業プラザ五階

電話(三七三四)一六二二